

広島県告示第三百一号

次の救急医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出が撤回された。

平成二十三年三月三十一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名称	医療法人財団愛人会河村病院
所在地	広島市中区大手町一丁目四番一―号
効力を失する期限	平成二十三年三月三十一日